

第5次智頭町男女共同参画プラン



令和7年11月

智 頭 町

目 次

【 基本構想 】	
プランの策定にあたって	1
【智頭町男女共同参画プランの体系図】	3
【基本計画】	
《基本目標1》職場における男女共同参画と仕事と家庭の両立の推進	4
重点目標(1)職場や家庭における男女共同参画の推進	8
(2)男女共同参画の推進	8
《基本目標2》あらゆる分野における女性の活躍推進	10
重点目標(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10
(2)職場や地域における女性活躍の推進	10
《基本目標3》安全安心な地域づくり	12
重点目標(1)多様な生き方に対応した環境の整備	16
(2)健康支援の充実	17
(3)防災・災害体制の整備	17
(4)あらゆる暴力の根絶	17
【プランの推進】	19
【具体的な取組】	19
【相談窓口】	

○ 基本構想

プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

我が国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、性別に関係なく男女がお互いに尊重し合い、一人ひとりの個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会の多様性による活力向上をねらう観点から、重要な課題と位置づけられました。

また、社会の持続的な成長を実現し、活力につながることから、地方創生の鍵とされる女性の活躍を最大限に発揮できるよう、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が制定され、社会において女性の活躍をさらに推進する機運が高まっています。そして、性別に関係なく、職業生活と家庭生活、地域活動などを継続することのできる社会基盤整備が重要となっています。

近年、世界的には新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ戦争等による物価高騰、また、日本においては少子高齢化、人口減少など、社会情勢が急激に変化しています。このような状況の中で、今後のまちづくりを進める上で、男女が共に活躍できる環境をつくり、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し「第5次智頭町男女共同参画プラン」を策定しました。

「第5次智頭町男女共同参画プラン」は、次の「智頭町男女共同参画推進条例」（平成22年3月施行）第3条の規定により、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を策定するものです。

- ① 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- ② 性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- ④ 男女が互いに協力し、家事、育児、介護、その他家庭の生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう配慮すること。
- ⑤ 男女が共に連携し、地域おこしや町づくりに積極的に参画することにより、心豊かな、活力ある町づくりが推進されること。

今後、多様性も含めて、男女を問わず町民一人ひとりが輝くことのできる地域社会の構築をめざし、取り組みを進めてまいります。

2. プランの役割

このプランは、男女共同参画社会基本法の理念をふまえ、男女が社会の対等な構成員として男女共同参画社会を築くために行政のみならず、町民・地域・企業（とりわけ鳥取県共同参画推進企業）が一体となって取り組む施策を総合的・体系的に推進するための指針となるものです。

3. プランの性格

①男女共同参画社会基本法に基づいて策定するプランであり、智頭町の男女共同参画施策を推進するうえで、基本となるプランとします。

②少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフスタイルの多様化など社会経済環境の変化に対応し、智頭町の男女共同参画形成に関する施策を総合的・体系的に推進するためのプランとします。

4. プランの期間

令和7年11月から令和13年3月までとします。

5. 男女共同参画社会づくりに関する意識調査

第5次智頭町男女共同参画プランを策定するにあたり、令和7年2月から3月にかけて、町内の18歳以上の各年代の方を、男女別で均等になるように無作為に600人選び、意識調査を行いました。その結果を分析し、プランに反映させています。

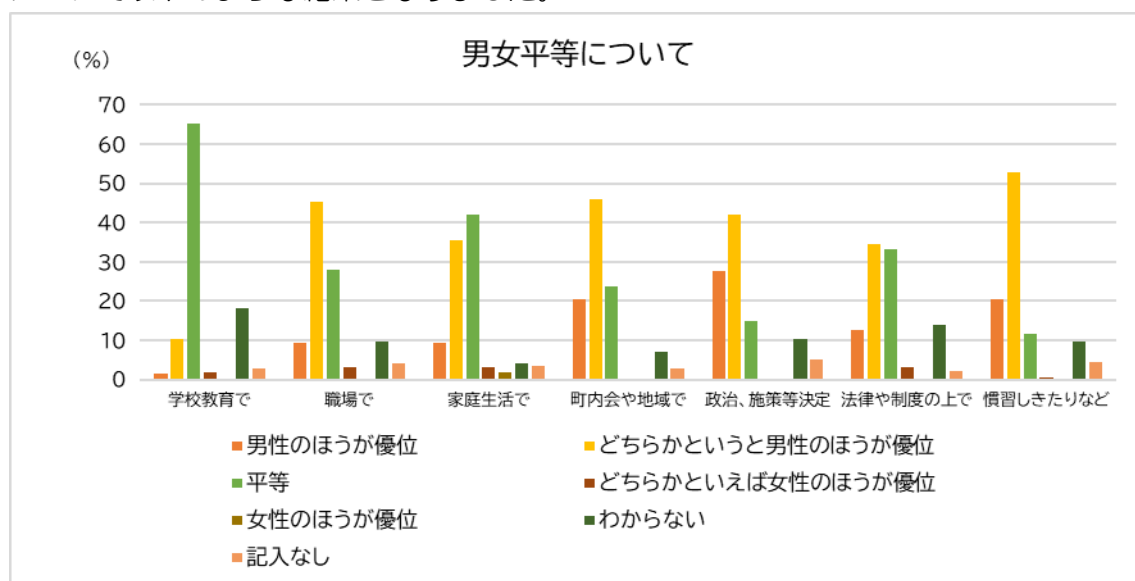
智頭町男女共同参画プランの体系図

	基本 目標	重点目標	施 策
1	職場における男女共同参画と仕事と家庭の両立の推進	(1) 職場や家庭における男女共同参画の推進	① 仕事と家庭生活の両立の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ② 男性の家事・育児・家庭生活への参画促進
		(2) 男女共同参画の推進	① 男女の共同参画への意識啓発
2	あらゆる分野における女性の活躍推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 各種委員会・審議会への女性の参画の拡大
		(2) 職場や地域における女性活躍の推進	① 職場における女性の活躍の推進 ② 地域活動における女性の活躍の推進
3	安全安心な地域づくり	(1) 多様な生き方に対応した環境の整備	① 子育てに関する相談・支援体制の整備・充実 ② 安心して暮らせる環境の整備
		(2) 健康支援の充実	① いきいきと暮らせる環境づくり ② 生活困窮者・障がい者や子どもの貧困対策
		(3) 防災・災害体制の整備	① 男女共同参画の視点での防災・災害体制 ② ささえ愛事業の推進
		(4) あらゆる暴力の根絶	① あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・推進 ② 相談体制の充実

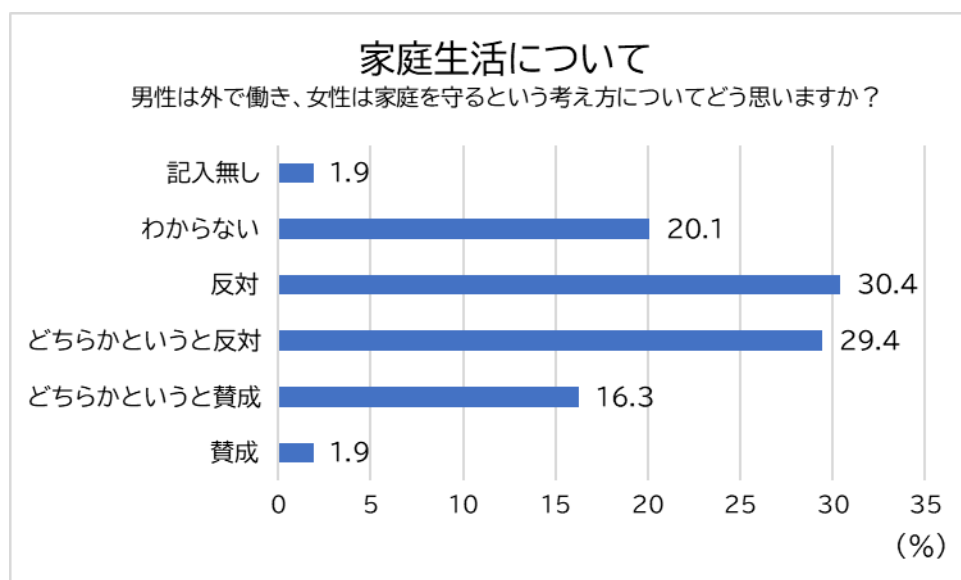
基本目標 1. 職場における男女共同参画と仕事と家庭の両立の推進

職場で、性別に関係なく活躍を推進できる環境を整えるため、職業能力の開発に関する情報提供を行い、特に、出産・育児・介護などのライフステージの変化があっても、就業を継続できる制度づくりや就業の継続ができなかった場合に退職した人が、就労の場を見つけられるよう職業情報の提供に務めることが必要です。職場・家庭・地域社会のあらゆる場面で、男女共同参画社会を実現されなければなりません。

男女共同参画社会づくりに関する意識調査によると男女平等、家庭生活での役割分担について以下のような結果となりました。

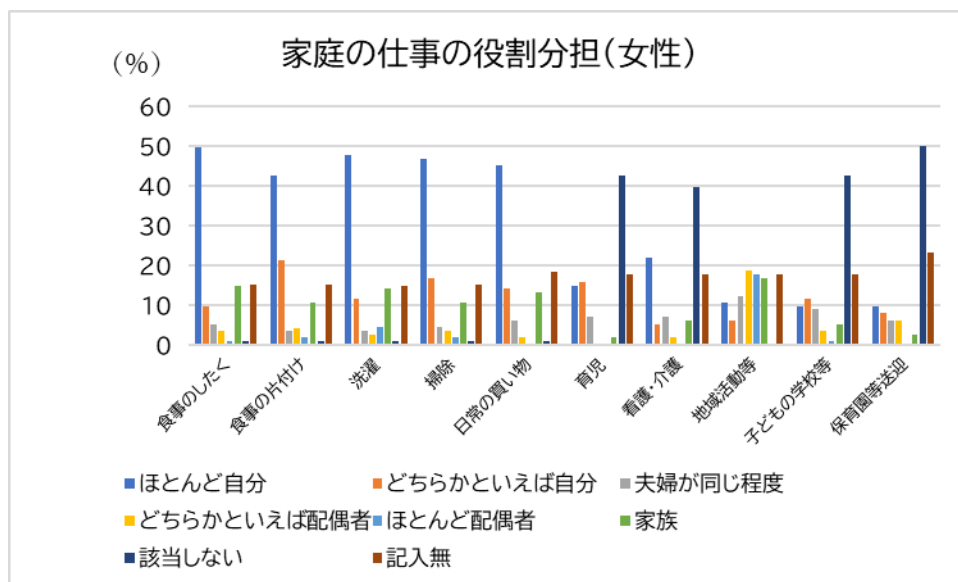
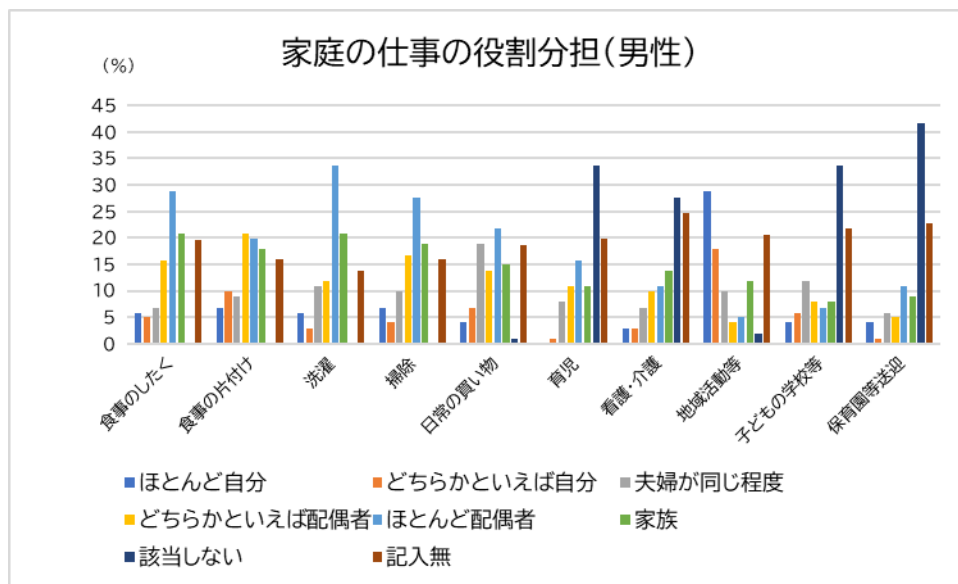


男女平等については、学校教育や家庭生活で「平等」と感じる人が多く、その他の場面では、「どちらかというとな性のほうが優位」と感じているようです。

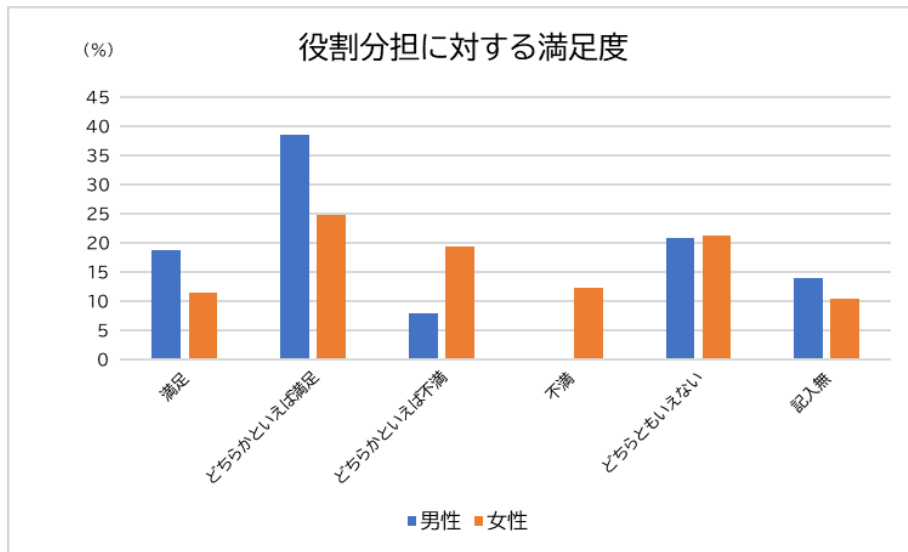


男性は外で働き、女性は家庭を守るという考え方については、「反対」「どちらかとい

うと反対」は半数以上となりました。



家庭の仕事の役割分担については、「食事のしたく」「食事の片付け」「洗濯」「掃除」「日常の買い物」の役割が女性、「地域活動等」の役割が男性という傾向が見られました。

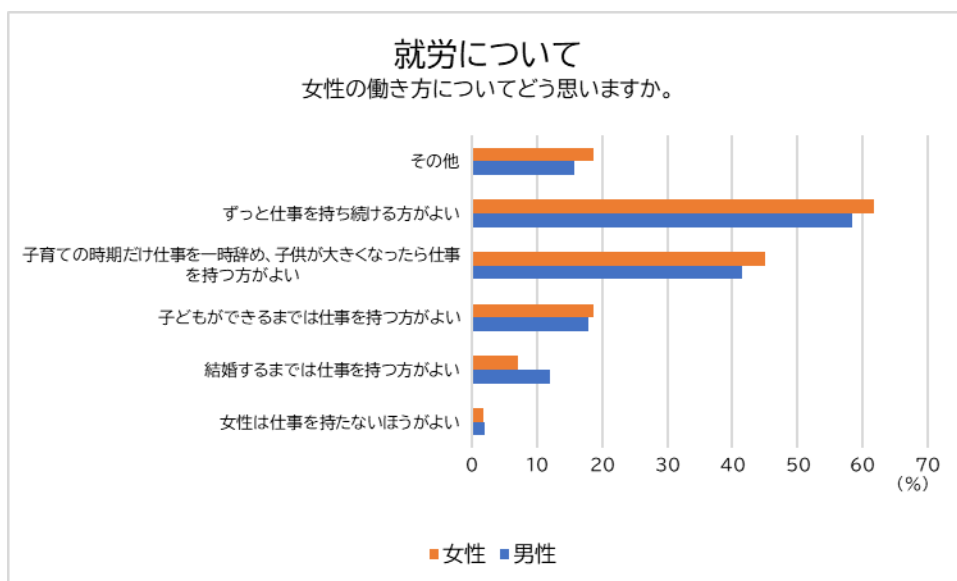


役割分担に対する満足度については、男性は「どちらかといえば満足」、女性も「どちらかといえば満足」が多いものの、女性の中には「不満」と感じている人がありました。

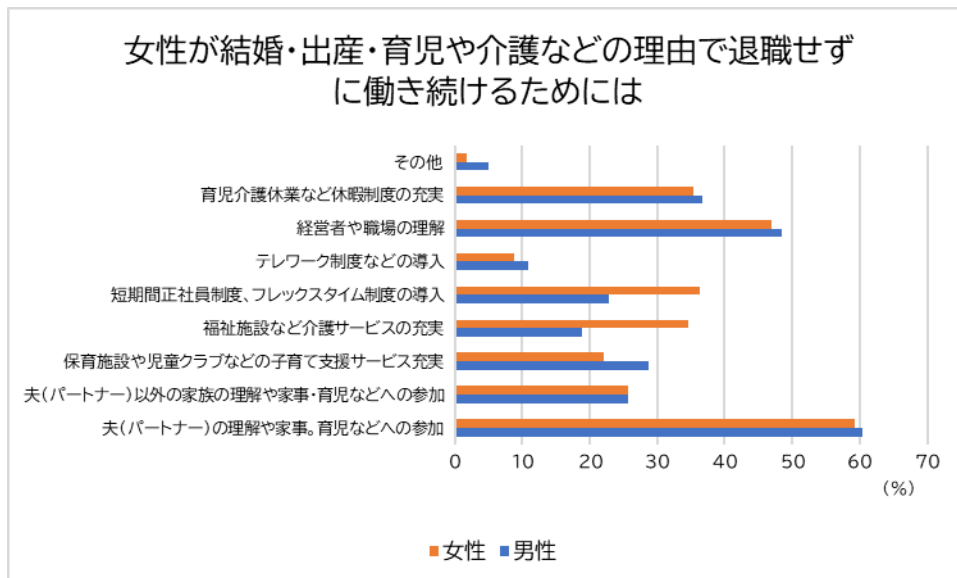
以上の結果から、日常生活において、性別による役割分担の違いや性別によって優位と感じる場面に違いがあり、どちらかといえば、女性の方が不平等に感じていることが結果として表れています。

性別によって固定された役割分担意識や価値観は、家庭、地域等の影響を受けながら形成されるため、それぞれの環境での教育・学習が非常に重要であり、各年代において、わかりやすく適切な啓発活動を実施することが必要です。

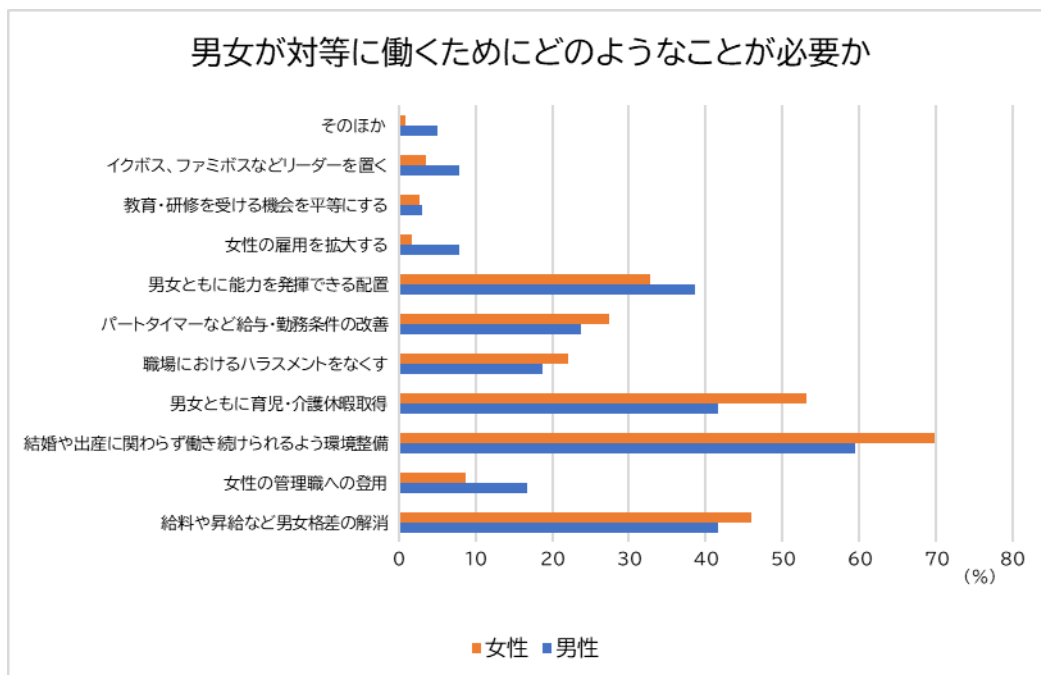
また、女性の就労についての考え方や男女が対等に働くために必要なことについての調査結果は、以下ようになりました。



多くの人が「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」と回答し、次いで「子育ての時期だけ仕事を一時辞め、子供が大きくなったら仕事を持つ方がよい」と回答していました。



結婚・出産・育児や介護があっても、女性が働き続けるためには、「夫（パートナー）の理解や家事、育児などへの参加」が必要であり、また、「経営者や職場の理解」も必要であることが読み取れます。あわせて、「育児介護休業などの休暇制度の充実」や「短時間正社員制度、フレックスタイム制度」「福祉施設など介護サービスの充実」など各種制度やサービスの充実を図ることが必要です。



男女が対等に働くために、「結婚や出産に関わらず働き続けられるように環境整備」「男女ともに育児・介護休暇取得」「給料や昇給など男女格差の解消」「男女ともに能力

を發揮できる配置」について回答が多くありました。

性別やライフイベントに関わらず、働き続けることができる職場の環境を整えることが望まれていることがわかります。このことを踏まえ、重点目標を次のとおりとします。

重点目標（１） 職場や家庭における男女共同参画の推進

性別を理由とする差別的扱いや職場における妊娠、出産、育児などを理由とした不利益な取り扱いの根絶、男女間の賃金格差など、雇用における男女の均等な就労機会と待遇の確保を推進することが必要です。

また、誰もが職場において責任を持ち、やりがいや充実感を感じながら働くこと、家庭での家事・育児・介護等を男女が共に取り組むこと、家庭・地域等に関わる時間を持ち、健康で豊かな生活を送ること、などの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。

育児・介護休業法などによる制度や環境の整備は進んできたものの、出産や育児を機にやむなく離職する女性も多く、女性の負担が大きいのが現状です。

① 仕事と生活の両立の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進として、「鳥取県男女共同参画推進企業」認定企業の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び町内企業（とりわけ「鳥取県男女共同参画推進企業」認定企業）に対する啓発を行っていきます。

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

女性が主に担ってきた家事、育児、介護に男性が参画しやすい環境を作るため、男女が共に家庭での責任を担い、充実した家庭生活を送るための意識を改善するための啓発を積極的に推進していく必要があります。

また、町では、特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児・家事参加の促進や出産及び育児参加のための特別休暇の取得率向上を目指します。

※ワーク・ライフ・バランス・・・働くすべての人が、仕事と育児、介護、趣味、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方。

重点目標（２） 男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識などに基づいた画一的な考え方が、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっていることから、この解消に向け男女共同参画を進める必要性について、一人ひとりの理解と社会の意識改革が不可欠です。

多様性が尊重され、性別にとらわれず暮らしていく社会の実現に向け、社会的風潮・習慣等の見直しを進めるため、また、男女共同参画への理解を深めるための広報・啓発活動により男女平等の意識づくりが重要です。

① 男女の共同参画への意識啓発

男女共同参画に関するあらゆる情報の収集・提供に努め、様々な媒体による広報啓発活動を行い意識啓発に努めます。

基本目標 2. あらゆる分野における女性の活躍推進

女性の参画を拡大するため、行政のみならず町民、企業（とりわけ「鳥取県男女共同参画推進企業」認定企業）、地域、各種団体などに積極的な取組を働きかけていくことと、女性の能力開発・リーダー育成の支援、また、行政機関における女性の登用を推進します。固定的性別役割分担意識を見直し、女性の家事・育児・介護などの負担を軽減することも大切です。

重点目標（１）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男性の意識改革を進めることは、男女共同参画社会を築くために、重要なものとなります。

男女共同参画を実現するためには、あらゆる分野において男女が対等に意思決定や方針決定に参画していくことが不可欠です。令和 7 年 4 月における町議会、審議会、委員会などへの女性の参画状況は、町議会 16.6%、地方自治法に基づく委員会等は 18.8%、地方自治法に基づく審議会等は 30.2%となっており、依然として低い状況であります。

あらゆる施策において、女性の意見を十分に反映させるために、政策決定の場に女性の参画を働きかけていきます。特に町が男女共同モデル組織となり、町内の企業や各種団体の手本となるよう推進していきます。

① 各種委員会・審議会への女性の参画の拡大

男女が対等な待遇を受け、行動するためには、男性を中心として組み立てられているあらゆる政策・方針決定の場の体制を見直す必要があります。行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めることが必要です。今後 6 年間の委員・審議会での女性の登用の目標値を委員（目標値 40%）、審議会（目標値 40%）と定めます。固定的性別役割分担意識を解消し、さまざまな視点や新たな発想を取り入れ活動の活性化を図っていきます。

重点目標（２）職場や地域における女性の活躍推進

女性が管理的地位に占める割合は、男性と比べた場合、まだ、低い水準となっています。「女性活躍推進法」が平成 27 年 9 月 4 日に施行され、これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する従業員が 101 人以上の民間企業）に義務付けられました。

また、地域は家庭とともに我々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画推進の取組は男女共同参画の実現にとって重要な鍵であります。そのため、さまざまな分野に男女共同参画の視点を取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み出し、より多くの人材の活用につながります。

しかし、ライフスタイルの変化、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別役割分担意識が残っているなど、地域活動の中心となるような女性リーダーの育成が困難な状況でもあります。

今後ますます進展する少子高齢化や過疎化による地域力の低下や人間関係の希薄化等が懸念される中、地域社会の維持・発展のためには、地域づくりや地域活動に男女がともに参画していくことを推進することが必要です。

地域に根ざしたさまざまな地域活動や社会的活動は、地域社会を支えていく上で重要な活動です。あらためてその価値を見直し、男女が共同で地域活動を行うための環境整備を図る必要があります。

① 女性の職業生活における活躍の推進

積極的改善措置（ポジティブアクション）の推進啓発、率先垂範の観点から特定事業主行動計画に基づき、能力・実績に基づいた管理的地位の女性職員の登用に努めます。

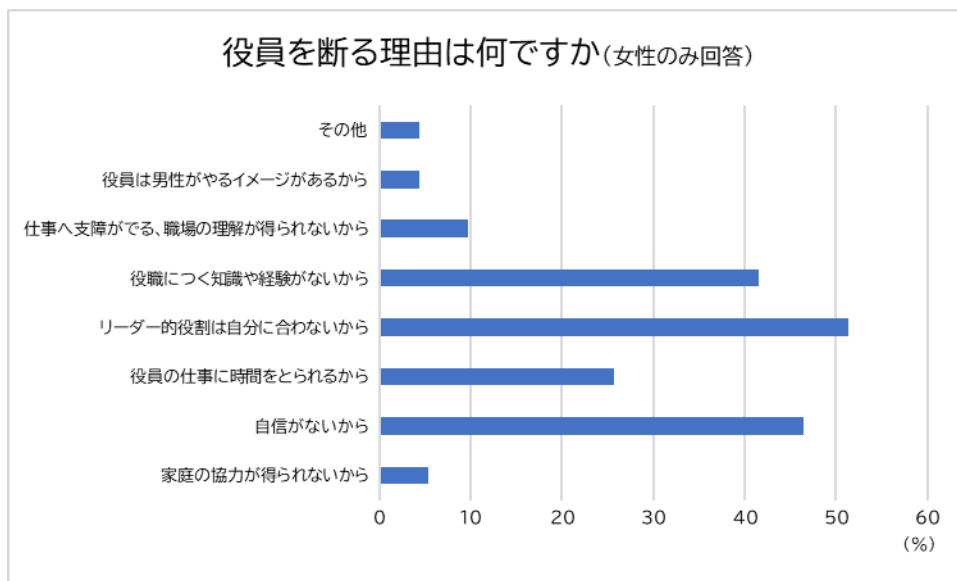
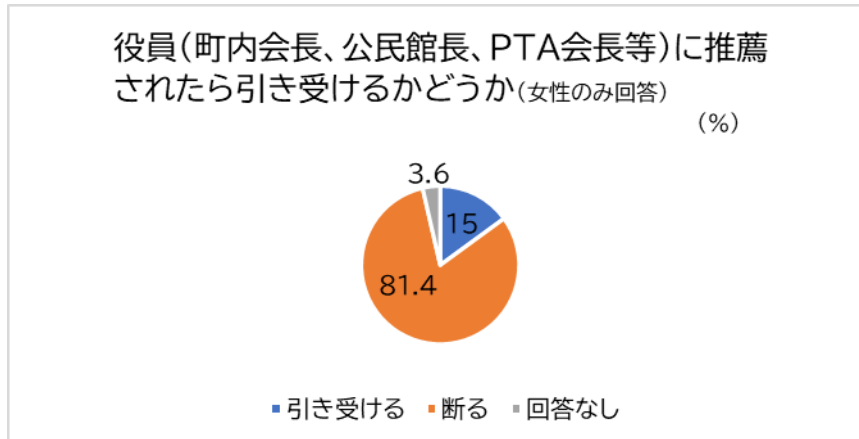
※ ポジティブアクション・・・固定的な男女の役割分担意識の経緯から、「管理職の大半は男性」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業・団体が積極的な取り組みのこと。

② 地域活動への男女の積極的参画の推進

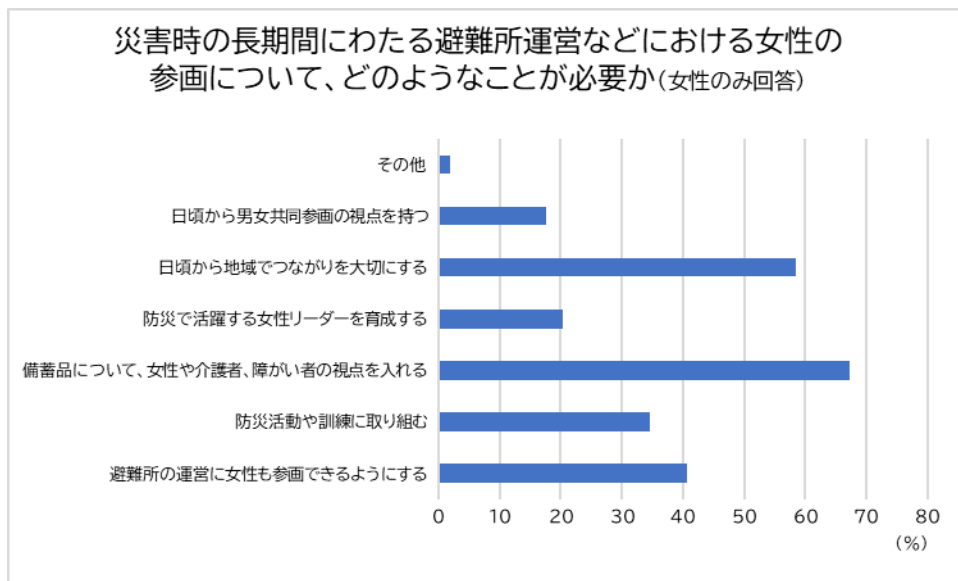
家庭、地域においての男女の固定的な役割分担是正のための広報・啓発を行います。地域活動への積極的参加の促進、男性の家庭生活への参画促進の広報を行います。

基本目標３．安全安心な地域づくり

誰もが職場や地域で、安全安心に働き、いつまでも暮らしていける社会の実現が求められています。女性の参画について、以下のような質問をしたところ、次のような回答が得られました。

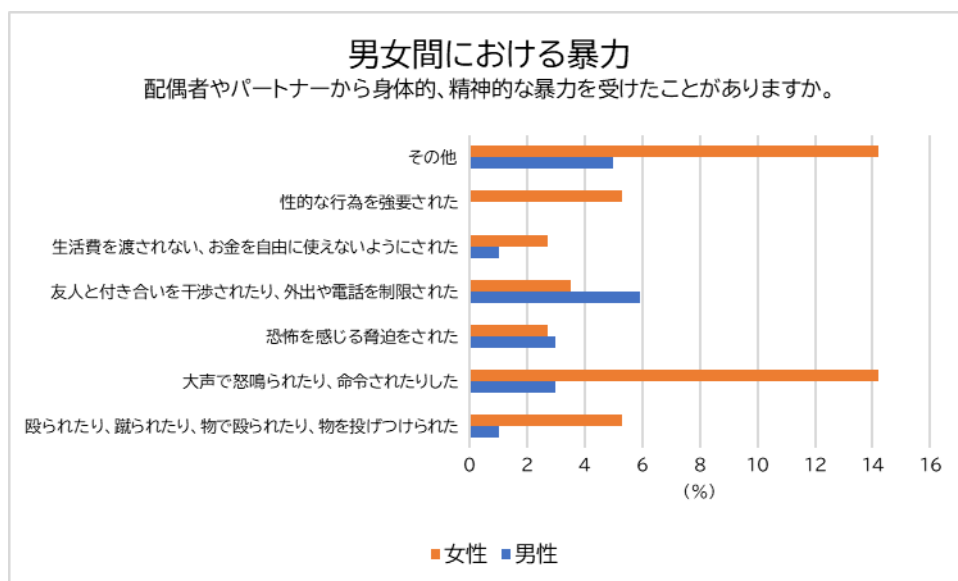


多くの女性が地域の役員を引き受けることについて、抵抗を感じています。「リーダー的役割が自分に合わないから」「自信がないから」「役職につく知識や経験がないから」という理由で役員になりたくない人が多いようです。無意識のうちに、男性が役員を引き受けてきたという性別役割分担意識が役員を引き受けることを躊躇させているのかもしれません。



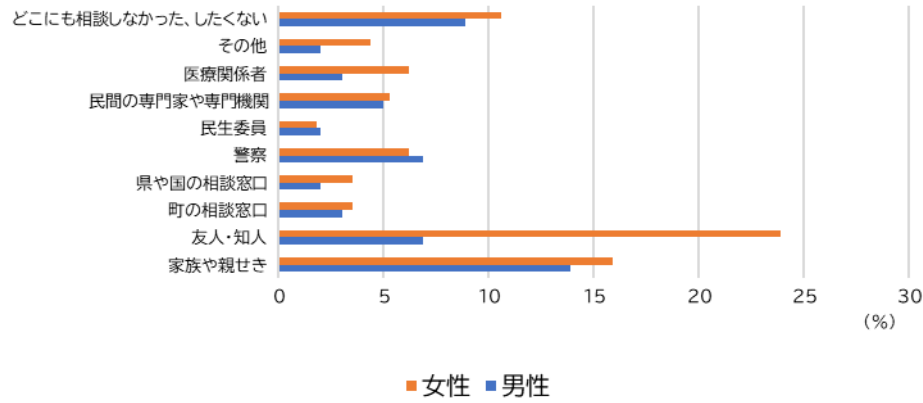
災害の場面での避難所運営については、年齢、性別等に関係なくあらゆる視点が必要となります。役員が避難所運営することになりがちですが、先ほどの調査結果にあるように女性が役員を引き受けることを躊躇する状況にあります。様々な人が避難所運営に関わることができる仕組みの構築が必要です。避難所運営だけにとどまらず、住民一人ひとりが、地域の中でそれぞれの能力を発揮し、お互いを支え合いながら、笑顔でいきいきと安心して暮らせる環境づくり、まちづくりを進めることが必要です。

また、地域・関係団体と連携した防災体制の構築も、昨今の自然災害への減災対策として重要な課題と考えます。



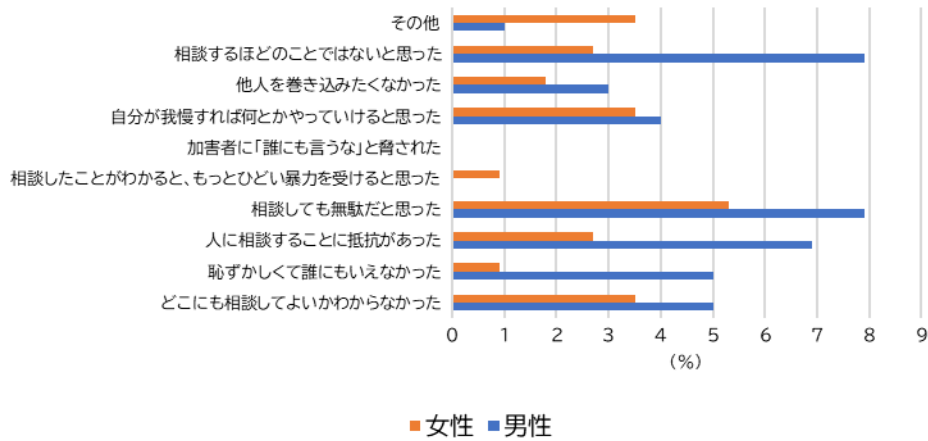
男女間における暴力

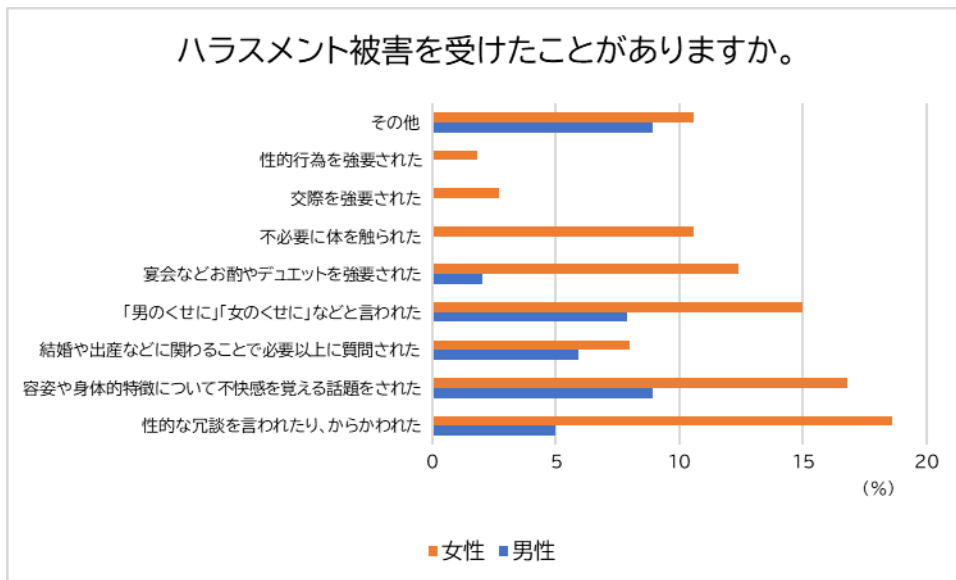
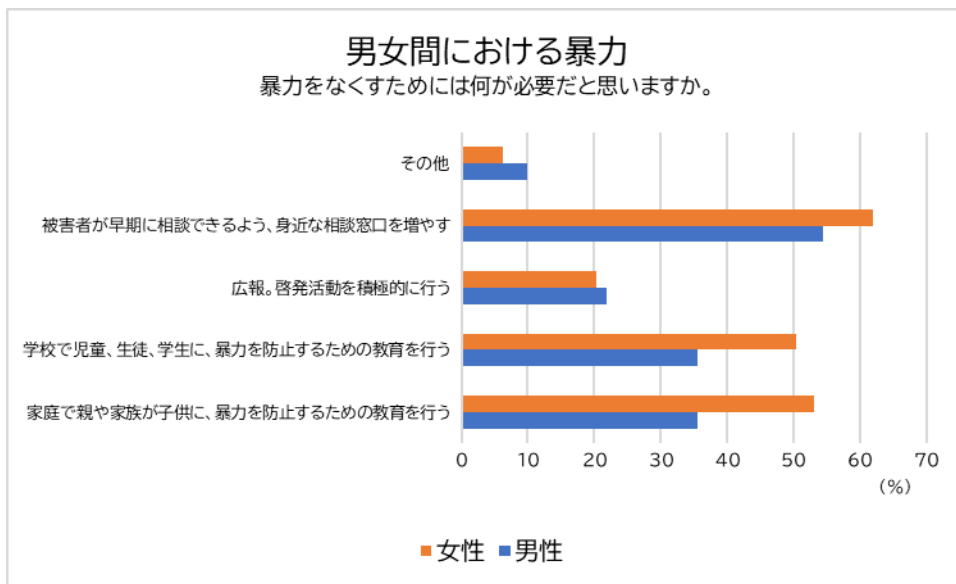
被害を受けた時、誰かに相談しましたか。受けたことのない人は誰に相談したいですか。



男女間における暴力

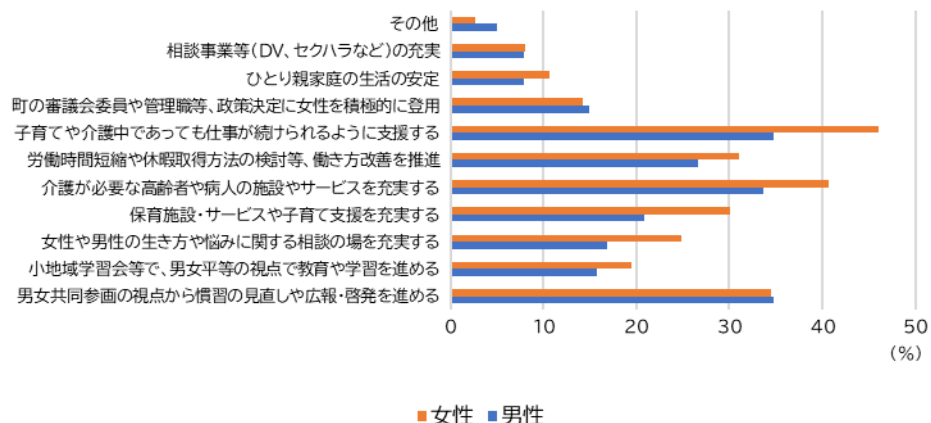
どこにも相談しなかった、相談したくないのはなぜですか。





男女間における暴力について、経験された人がおられるにもかかわらず、相談することに抵抗を感じる人がおられる現実がありました。職場・地域でのハラスメントや男女間の暴力の根絶も重要な課題です。暴力やハラスメントが多様化する中、被害の早期発見と早期対応に向けた取り組みが必要です。どのような暴力もあってはならない、許されないことであり、誰かに相談できる環境を構築する必要があります。また、相談できる環境があっても相談しにくい状況を改善していく必要があります。

男女共同参画社会を実現するために、今後智頭町でどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。



男女共同参画社会を実現するために力を入れるべきこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるようにする」「介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスを充実する」「保育施設・サービスの子育て支援を充実する」の仕事を続けるためや生活を充実させるための支援を希望されている人が多く、また、「男女共同参画の視点から、慣習の見直しや広報・啓発を進める」といった昔からの慣習や無意識の固定観念を改めることを望まれている人が多くいました。以上のことを踏まえ、重点目標を以下のように設定しました。

重点目標（１） 多様な生き方に対応した環境の整備

働く女性の増加により、女性のライフスタイルが年々変化してきています。家庭の形態も、多世帯同居家族から核家族化が進んでおり、仕事と子育てを両立できるよう保育サービスの充実や、子育ての支援体制の整備を進めることが必要です。また、少子化が進み、子供の数が年々減少してきている中で、親同士の交流や、子供同士のふれあいを図る機会を増やしていくことも必要です。

一方、ひとり親家庭については、子供の教育や、経済面で不安を抱えているため、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

① 子育てに関する相談・支援体制の整備・充実

智頭町子ども子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭のニーズに合わせて、働きながら、安心して子育てするための保育サービスなどから必要な支援を選択し利用できるよう、情報提供を行い、相談・援助を行います。

② 安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用などで生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭等が増加している中で、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要となりま

す。

貧困からくる子供の養育や健康面への悪影響といった負の連鎖を断ち切るために、関係機関が連携し相談体制の充実、自立支援、就労支援などを総合的に進めます。

また、性的少数者（セクシャルマイノリティ）など複合的な困難を抱えやすい状況にある人たちに配慮した情報の発信及び意識啓発を推進していきます。

※ セクシャルマイノリティ・・・生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通年や習慣など、社会によって作られた「男性像」「女性像」のこと。「社会的・文化的に形成された性別」。

重点目標（２） 健康支援の充実

男女が共に性について正しい認識を持ち、主体的な生き方を選択していけるよう、性差に配慮し、それぞれのライフステージに応じ、生涯を通じた健康維持と増進の取組が求められます。

① いきいきと暮らせる環境づくり

母子保健事業など妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図ります。健康意識を高め、特定健診やがん検診の受診奨励を強化し、早期発見、早期治療あるいは予防につなげます。また、軽体操など運動習慣を身につける取り組み、生活習慣予防や介護予防のための各種教室を行います。

重点目標（３） 防災・災害体制の整備

令和３０年７月の西日本豪雨、あるいはここ数年における豪雪など、自然災害が頻発しています。また、近い将来、南海トラフ地震が発生するとも言われています。このような中、避難所運営などの被災者支援は、様々な意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じたといわれていることを踏まえ、防災体制の確立に女性の参画を図り、平常時から女性の視点での避難所の運営、備蓄の整備などを行い、防災・減災等の体制づくりが必要です。

① 男女共同参画の視点での防災・災害体制

智頭町防災会議への女性の登用を図り、女性の視点に立った避難所運営などの被災者支援が図れるよう防災・災害体制の充実に取り組みます。

② わが町ささえ愛活動の推進

自主防災組織の編成・強化及び防災活動への女性の参画を推進するとともに、わが町ささえ愛活動の推進をしていきます。

重点目標（４） あらゆる暴力の根絶

暴力は、性別や加害者と被害者の間柄を問わず、許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する重大な問題です。また、ドメスティックバイオレンス(以下DV)のような親しい間柄での暴力は、児童虐待にもつながる問題です。

ハラスメントについても、個人の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げるものであり、社

会的に許されない行為です。

相談件数が多いのは女性からであり、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりのための啓発・推進を根強く続けていくとともに、被害者が相談しやすい環境をつくっていく必要があります。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）・・・同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。DV の概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

※ ハラスメント・・・属性や人格に関する言動などによって不快や不安な状態に追いこみ、尊厳を傷つけること。

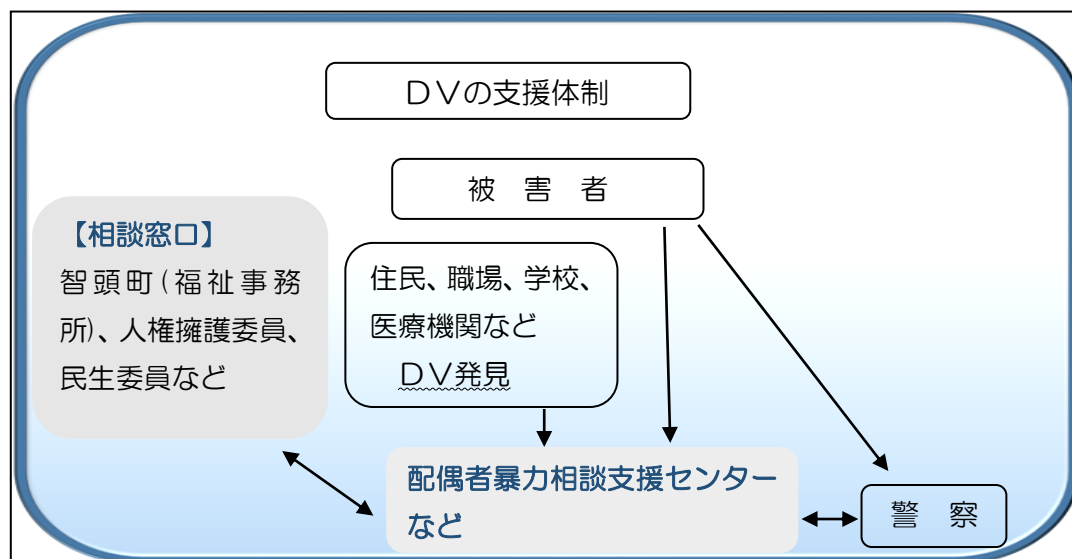
ハラスメントには性的な言動により不快感を与える「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や立場を利用し、叱責や嫌がらせを行う「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産した女性に対する職場等での嫌がらせを行う「マタニティ・ハラスメント」等がある。

① あらゆる暴力の根絶に向けた啓発・推進

DV防止法やストーカー規制法、ハラスメントの防止など男女間のあらゆる暴力の防止、暴力を容認しないため町民や企業に向け、広報誌・啓発ポスターなどを活用して情報提供・意識啓発に努めます。また、高齢者・障がい者あるいは児童への虐待等に関して広報誌・パンフレットなどを活用して防止の推進を図ります。

② 相談体制の整備

相談窓口の周知、相談しやすい体制づくりをすることによって、被害の潜在化を防ぐとともに、関係機関等との連携を強化し、相談体制の整備を図ります。また、被害を受けた方への支援の充実を図ります。



[プランの推進]

このプランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、町における推進体制を充実し、各種施策の進行管理を行うとともに、町民、関連団体、町内企業が連携し、一体となって取り組む必要があります。

(1) 行政における推進体制と進行管理

関係各課が連携を図りながら、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに検証を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図るとともに、進行管理を行います。

(2) 町民、県及び関係機関等との連携

男女共同参画社会の実現には、行政のみならず、町民一人ひとりの理解と協力がが必要です。町民、県、関連団体、事業者等関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

[具体的な取組]

(1) 広報活動の推進

○町報及びホームページなどを活用した啓発活動

「男女共同参画週間」を中心に町報やホームページなどへ掲載、関連パンフレットを活用し、周知と啓発を行い町民の意識の高揚を図ります。

(2) 学習活動の推進

○鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座の活用

鳥取市男女共同参画センターが行っている講座を活用し、男女共同参画への理解を深めます。

○行政としての取り組み

町民の方を対象とした、講演会などを企画し、意識の高揚を図っていきます。

相談窓口

人権問題全般（人権擁護委員対応）

智頭町役場 総務課 電話 0858-75-4111

みんなの人権110番（ナビダイヤル）0570-003-110

DV相談

福祉事務所 電話 0858-75-4102

よりん彩 一般相談（東部相談室）

生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など

相談電話：0857-26-7887

相談日：月曜日～金曜日、午前9時～正午 午後1時～午後5時

祝日及び年末年始を除く、毎月第3木曜日は相談をお受けしていません。

鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎1階

DVの相談窓口

配偶者暴力相談支援センター 福祉相談センター（女性相談支援センター）

鳥取市江津318-1

電話 0857-27-8630 FAX 0857-21-3025

（受付時間）月～金 午前8時30分～午後5時15分

DV加害者電話相談（暴力を振るってしまいそうなどの電話相談）

配偶者や恋人に暴力をふるってしまいそう、または暴力をふるってしまい、どうしたらいいのか悩んでいる方の電話相談（県庁子ども家庭部家庭支援課）

相談日 毎月第3金曜日（祝・祭日の場合は、前日）

受付時間 午後6時30分から午後8時30分

電話番号 0857-22-7867